厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十号

厚生労働大臣の定める評価療養、 患者申出療養及び選定療養 (平成十八年厚生労働省告示第四百九十五

号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成

二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和五年二月一日から適用する。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

| ı | _ |
|---|-----|
| | 傍 |
| ı | 緣 |
| ı | 部 |
| ı | 分 |
| ı | it |
| ı | 改 |
| ı | |
| ı | 뀨 |
| ı | 煎 |
| ı | /rì |

おいて実施する先進医療 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所に 第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所に おいて実施する先進医療 一~七

一 ~ 七

第二

改

正

後

改

正

前

自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移

対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

施設基準

がん性の胸水若しくは腹水又は進行がん 主として実施する医師に係る基準

2 1 又は消化器外科に従事していること。 専ら血液内科、 消化器内科、呼吸器内科 呼吸器外科

いう。 吸器外科学会が認定したものをいう。 動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼 のをいう。以下同じ。)、消化器病専門医(一般財団法 のをいう。 専門医(一般社団法人日本消化器外科学会が認定したも 専門医(一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものを 人日本消化器病学会が認定したものをいう。) 血液専門医(一般社団法人日本血液学会が認定したも 以下同じ。) であること。 呼吸器外科専門医(特定非営利活 又は消化器外科 呼吸器

3 当該療養について五年以上の経験を有すること。

4 として五例以上の症例を実施していること。 当該療養について、 当該療養を主として実施する医師

(2) 保険医療機関に係る基準

消化器外科を標榜していること。 血液内科、消化器内科、呼吸器内科、 呼吸器外科又は

実施診療科において、 常勤の医師が二名以上配置され

ていること。

十一 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期 (略) 十一 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期九・十 (略) 診断 3 7 (11) 10 9 8 6 4 催すること。 こと。 方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告す ること 後当該療養を十例実施するまでの間は 培養を実施していること。 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されている 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出 当該療養について十五例以上の症例を実施しているこ 倫理委員会が設置されており、 緊急手術体制が整備されていること。 当直体制が整備されていること。 専任の細胞培養を担当する者が配置され 医療安全管理委員会が設置されていること。 医療機器保守管理体制が整備されていること。 必要な場合に事前に開

院内で細胞

一月に一

口

地

診断

(1)主として実施する医師に係る基準

施設基準 (略)

1 下同じ。)又は小児血液・がん専門医(一般社団法人日 団法人日本造血細胞移植学会が認定したものをいう。以 のをいう。以下同じ。)、造血細胞移植認定医(一般社 血液専門医(一般社団法人日本血液学会が認定したも 略)

本小児血液・がん学会が認定したものをいう。以下同じ

) であること。

(略)

イ (略)

口 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

こと。 造血細胞移植学会が認定したものをいう。以下同じ。) 又は小児血液・がん専門医(一般社団法人日本小児血液 ・がん学会が認定したものをいう。以下同じ。)である 血液専門医、造血細胞移植認定医(一般社団法人日本

3 • (略)

(2)

(2)

十二~十五 (略)

細胞診検体を用いた遺伝子検査

(略)

施設基準

- (1) 医療機関の施設基準 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険
- 1 主として実施する医師に係る基準

(ロ) (イ)

定したものをいう。 呼吸器専門医(一般社団法人日本呼吸器学会が認 以下同じ。)であること。

(ハ) ・ (二)

2 (略)

(2) • (3) (略)

十七~二十九 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚 生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する 先進医療

~六十八

六十九 集束超音波治療器を用いた前立腺がん局所焼灼・凝固

前立腺がん(限局性のものに限る。

十二~十五 (略)

細胞診検体を用いた遺伝子検査

略)

施設基準

(1)医療機関の施設基準 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険

1 主として実施する医師に係る基準

(口) (イ) 呼吸器専門医であること。

(\(\sigma\) (略

2 略)

十七~二十九 (略) (2) · (3) (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚 生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する

先進医療

一~六十八 略

(新設)